

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付について

別表

福祉用具の種目		例外に該当する者	認定調査の結果等
ア	車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に歩行が困難な者	基本調査 1－7 「3.できない」
		(二)日常生活範囲における移動の 支援が特に必要と認められる者	基本調査に該当する項目なし※
イ	特殊寝台及び 特殊寝台付属 品	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に起き上がりが困難な者	基本調査 1－4 「3.できない」
		(二)日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1－3 「3.できない」
ウ	床ずれ防止用 具 体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1－3 「3.できない」
エ	認知症老人徘徊感知器	次のいづれにも該当する者 (一)意見の伝達、介護者への反応、 記憶・理解のいずれかに支障がある 者	基本調査 3－1 「1.調査対象者が 意見を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査 3－2～3－7 のいづ れか「2.できない」 又は 基本調査 3－8～4－15 のい づれか「1.ない」以外
		(二)移動において全介助を必要とし ない者	基本調査 2－2 「4.全介助」以外
オ	移動用リフト (つり具の部分を除く)	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査 1－8 「3.できない」
		(二)移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査 2－1 「3.一部介助」 又は「4.全介助」
		(三)生活環境において段差の解消が必要と認められる者	認定調査に該当する項目なし※
カ	自動排泄処理 装置	次のいづれにも該当する者 (一)排便が全介助を必要とする者	基本調査 2－6 「4.全介助」
		(二)移乗が全介助を必要とする者	基本調査 2－1 「4.全介助」

※主治医からの意見をふまえた担当者会議等のケアマネジメントを通じ、指定介護予防支援事業者・
指定居宅介護支援事業者が判断可能です